

令和2年度 第1回市民参加推進評価委員会会議 議事録

日 時 令和2年7月2日(木)

午後3時30分から午後4時28分まで

場 所 四街道市役所障害者支援課2階会議室

出席委員：5名(日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員、田谷委員)

欠席委員：なし

職 員：鈴木部長、岩井副参事、常世田課長、大手課長補佐、長谷川情報公開室長、菅原主査、三浦主任主事、岸田主任主事

傍聴人：0名

— 日程 —

1. 開会

- (1) 総務部長あいさつ
- (2) 職員紹介
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員紹介

2. 議事

- (1) 諮問
- (2) 会議録の発言者明記について
- (3) 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について
- (4) 各案件審議

3. その他

4. 閉会

— 1. 開会、2. 議事(1)～(3)については議事録省略 —

2. 議事

- (4) 各案件審議

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 令和元年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
事務局(岸田)：【資料No.1 四街道市公共施設再配置計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：こういった公共施設は一部老朽化の状況もあるでしょうし、人口減少の関係で縮小していくこともあると思いますが、かなり意見が出ていますね。2ページ目の募集方法のその他のところで無作為抽出者 2000 人に対して案内状を送付し募集を行ったとありますが、この中から何名くらいの方が参加されたのでしょうか。

事務局（岸田）：内訳については提出された資料に記載されておりませんので、事務局では把握しておりません。

日野委員長：そうですか。わかりました。案内状から何名参加したかという情報は市民の行政活動に関する興味関心がどれくらいあるのかということがわかると思いますので、記載していただければありがたいです。

事務局（岸田）：わかりました。

日野委員長：ほかに何かありますでしょうか。

石川委員：結局 22 名が参加されたのですね。6 ページの下段に案内状の募集人数に 60 人となっているのに対して一般公募では 20 人になっていますが、これはどういった関係なのでしょう。

日野委員長：一般公募の参加者と案内状で申し込んだ参加者の内訳が明確でないということですね。

石川委員：合計で 80 名程度を想定していたということでしょうか。

事務局（岸田）：案内状をとおしての受け付け可能人数が 60 人ということだと思われます。

日野委員長：自ら手を挙げた市民の方が 20 人ということですね。

事務局（岸田）：そのようです。

日野委員長：そうするとワークショップは合計で 80 名を想定していたということですね。わかりました。委員の皆様いかがでしょうか。内容の部分は別として、手続の部分では何かご意見等ありますでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.2 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

石川委員：意見提出手続の周知期間が1月31日からになっていますが、実施期間は当日からということによろしいのでしょうか。今回の資料の中の他の行政活動については周知を前倒しで行ってから意見提出手続を行っているようですが。

事務局（岸田）：条例の運用上は公表を行った翌日から起算して30日以上という風になっておりますので、公表と実施の期間が近くなっても特に問題はありません。

石川委員：公表日は公告日とは異なるものなのですか。

事務局（岸田）：同じものです。

石川委員：1月31日ですよね。今のお話ですと翌日からの表記でないとおかしいと思います。やはり当日から実施することも可能ということでしょうか。

事務局（岸田）：意見提出期間の記載については1月31日とさせていただいておりますが、起算は翌日から行っており、その期間の合計日数が31日間ということになります。また、市政だよりでの周知日が公表日より後の2月1日になっていますが、市政だよりについては月2回発行ということもありますので、公告日と必ずしも重なるとは限りません。

日野委員長：市政だよりの方は他の周知方法に比べて遅れてしまうということがあるということですね。

事務局（岸田）：はい。

事務局（長谷川室長）：発行のタイミングの都合上、今回のケースとは逆に先に市政だよりで周知が行われることもあります。

日野委員長：わかりました。石川委員よろしいでしょうか。

石川委員：はい。

椎名委員：特に問題はないと思います。

日野委員長：それでは手続としては適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.3 四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例の制定】の概要説明

日野委員長：条例の性質上、対象は児童や生徒といった子どもということだと思いますが、小中学生を対象にワークショップ等の手続は行っていないのでしょうか。

事務局（岸田）：審議会手続のみ行っています。

日野委員長：そうですか。対象となる子どもの意見を反映させるのも市民としての参加を促す一つの良い機会だったのではと思うのですが、担当課ではそういったことはされなかったのでしょうか。

事務局（岸田）：そこまでは把握しておりませんが、条例自体は子どもでもわかるような平易な表現で作成したようです。

日野委員長：そうですよね。非常にわかりやすいものだと思います。ただ、条例の形成過程で子どもの意見も反映されていればより良いものになったのではと思います。

事務局（岸田）：はい。それから市民参加手続には該当しなかったので実施状況シートに記載はありませんが、審議会が行われた平成30年10月18日と令和元年11月4日に行われた間の期間で、審議会の内部で部会を設けて計4回会議が行われています。

日野委員長：そうですか。そういった情報も載せていただけるとありがたいです。ちなみにこういった条例は他の自治体での制定も増えてきているのでしょうか。

事務局（長谷川室長）：はい。周辺でも東葛飾地域では先進的に作られています。考え方もいろいろありまして、当市のように子どもたちの理念を共有するためというのがありますし、そうではなく計画に実行性を持たせるためというのものもあるようです。

日野委員長：そうなのですね。わかりました。手続としては適切であるということによろしいでしょうか。

>異議なし。

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.4 第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.5 四街道市障害福祉サービス等支給決定基準の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題2 令和元年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（岸田）：【資料No.6 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.7 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.8 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.9 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（岸田）：【資料No.10 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.11 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.12 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

田谷委員：これは担当課の方で手続が遅れたということでしょうか。それとも手続が必要であることを認識していなかったため遅れてしまったということでしょうか。

事務局（岸田）：認識はあったとのことですが、県からの通知に基づいて作業を行っており、その通知がギリギリに届いたということです。

田谷委員：そういうことですか。かなり忙しい状態だったのですね。

事務局（長谷川室長）：これ自体が新型コロナウイルス感染症への対応のための法改正や国からの通知に基づいて行うものですが、4月下旬の国の補正予算の成立から5月21日（臨時議会における条例議決日）までのスケジュールがうまくいかなかったようです。

事務局（岸田）：当時は2交代制勤務を行っていましたので、やりとりをするのに不自由な状況であったことも原因と考えられます。

日野委員長：そうでしたか。新型コロナウイルスの状況下における市民参加手続のあり方の検討というのも必要かもしれないですね。正規の手続で行うのか、もしくは比較的簡便な方法を取るのか検討が必要になってくると思います。市民参加推進本部では市民参加手続の適用除外とすることがわかった時点で速やかに公表されるべきであったとしています。委員会でもそのような見解ということによろしいでしょうか。

>異議なし

日野委員長：それでは、市民参加推進本部と同じように、より速やかに公表を行うべきであったという旨のコメントとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.13 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：こちら先ほど（No.12）と同じで国、県からの連絡が遅くなってしまったということですね。いずれにせよ、本委員会としては市民参加条例の規定に基づいて、できる限り速やかに適用除外の公表を行うべきであったとコメントを付すとして、新型コロナウイルスの状況下がまだ続くのであれば、市民参加手続の方向性を検討していく必要があると思います。皆様よろしいでしょうか。

>異議なし

日野委員長：それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

○議題4 令和2年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（岸田）：【資料No.14 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小笠原委員：市民アンケートと事業者意見交換会は5月実施予定になっていますので、すでに終わったということでしょうか。

事務局（岸田）：その2件についてはどのような状況かというような報告は受けておりませんが、同じく5月から実施予定であった審議会手続の第1回目については書面による方法で行ったと聞いております。

日野委員長：審議会を行った上でアンケートを実施するなど、当初と予定が変わる可能性があるということですね。

事務局（岸田）：はい。

日野委員長：わかりました。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.15 第6期四街道市障害福祉計画・第2期四街道市障害児福祉計画の策定】の概要説明

日野委員長：意見交換会も対面ではなくて、オンライン等の別の方法を考え、できるだけ団体等の意見も踏まえながら進めていただく必要があると思います。手続としては非常にいいと思いますが、コロナ禍の中でのやり方も工夫された方がいいと思います。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.16 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（岸田）：【資料No.17 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題5 市民参加手続の実施予定・実施状況について

日野委員長：こちらの一覧表はすべて網羅的に入っているということですよ。

事務局（岸田）：はい。

日野委員長：ホームページにも一覧が掲載されておりますよね。

事務局（岸田）：はい。それから令和2年度市民参加手続の対象とするものについては市政だよりへの掲載も行っております。

日野委員長：わかりました。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。以上で議題についてすべて審議は終了しました。答申文については私に一任させていただければと思います。

4. その他

日野委員長：その他事務局から何かありますか。

事務局（岸田）：1点目に、次回の委員会は10月下旬から11月上旬を予定しておりますので、時期が近づきましたら日程の調整をさせていただきます。2点目に、公募委員が定数に達していないため、9月上旬から1か月の期間を設け、再度募集を行う予定ですのでご報告させていただきます。以上です。

日野委員長：わかりました。その他いかがでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたので、事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局（常世田課長）：それでは令和2年度第1回市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。